

背景

- 消費者被害では**同種被害が多発**
- 訴訟による被害回復は困難
(泣き寝入り)
 - ・事業者と消費者との間の**構造的格差**
(情報量・交渉力等)
 - ・訴訟に要する**費用・労力**

消費者団体による新しい訴訟制度を創設

被害回復の実効性確保

消費者契約法一部改正案に対する附帯決議(平成18年)（衆・内閣委、参・内閣委）
適格消費者団体が**損害賠償等**を請求する制度について検討すること等

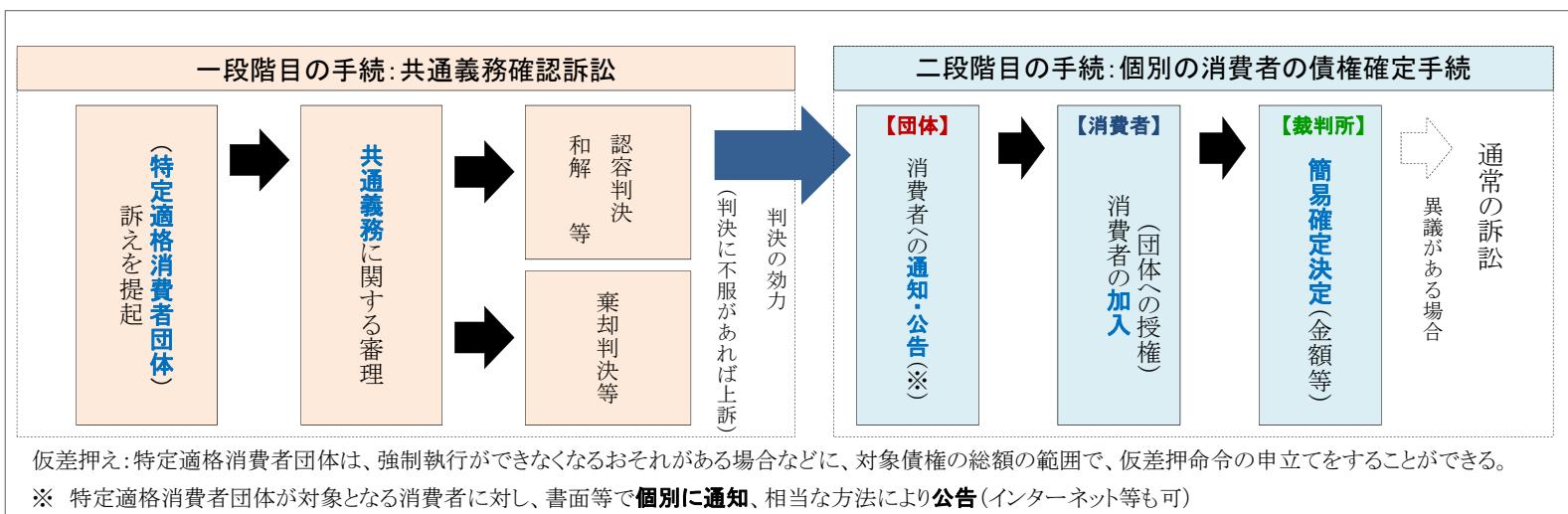
消費者庁及び消費者委員会設置法(平成21年9月施行) 附則
6 施行後三年を目途として、「…多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をはく奪し、被害者を救済するための制度について検討を加え、必要な措置を講ずる…」

概要

二段階型の訴訟制度：

一段階目：事業者の
共通義務を確認
(金銭支払義務)

二段階目：個別消費者の
債権を確定
(誰に、いくら支払うか)



特定適格消費者団体

適格消費者団体(消費者契約法に基づき差止請求権を行使。現在全国12団体)から新たな認定要件を満たす者を内閣総理大臣が認定。

【新たな認定要件】

- ・差止関係業務を相当期間継続して適正に行っている
- ・弁護士を理事として選任
- ・費用・報酬等の額又は算定方法が消費者の利益の擁護の見地から**不當なものでない** 等

【責務規定・行為規範】

- ・濫訴等の禁止
- ・弁護士に追行させる義務
- ・個人情報の適正な管理
- ・財産上の利益の受領禁止
- ・内閣総理大臣(消費者庁)による監督の対象
- 等
(適合命令・改善命令、特定認定の取消しなど)

対象となる事案

消費者契約に関する**金銭支払義務**のうち以下のもの

| 事案 | |
|----|-------------------------|
| ① | 契約上の債務の履行の請求 |
| ② | 不当利得に係る請求 |
| ③ | 契約上の債務の不履行による損害賠償の請求 |
| ④ | 瑕疵担保責任に基づく損害賠償の請求 |
| ⑤ | 不法行為に基づく民法の規定による損害賠償の請求 |

※ いわゆる**拡大損害**(製造物責任等)、逸失利益、人身損害、慰謝料を除く。

新しい訴訟制度のメリット

- これまで泣き寝入りしてきた消費者被害の回復が可能に
- 個々の消費者が多くの手続を行うことなく、消費者団体の持つ専門的な知識や交渉力を活用することが可能
- 紛争の一回的解決が図ることができる